

# 甲州市立玉宮小学校「学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

### （基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### （いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。

### （学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### （１）基本施策

#### ①学校におけるいじめの防止

- ・いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、WEB Q&A調査を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行うと共に、傍観者とならず、いじめ防止のための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、必要な啓発活動を進める。

#### ②いじめの早期発見のための措置

- ・学級内や状況や児童の様子等について情報交換を行う生徒指導会議（校長以下全教職員参加）を週1回行い、いじめの芽を早期発見し、早急に必要な措置を講ずる。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、必要な措置を講じる。
- ・いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談等に應じる時間の確保に努める等相談体制（スクールカウンセラー等）の整備を行う。
- ・スクールカウンセラーと全児童面談を行い、トラブルの未然防止につなげる。

#### ③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。
- ・定期的にチェックリストを活用し、平時の心構えを培う。

#### ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。

## （２）いじめ防止等に関する措置

### ①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
  - 〈構成員〉全教職員
  - 〈活 動〉アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。  
学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
  - 〈開 催〉週 1 回の生徒指導研究会の要請を受け開催する。いじめ事案発生時は要請によりその都度開催とする。

### ②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。少なくとも三ヶ月、「いじめの行為がやんでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」をもって、一応の「解消」と見なすが、以後も再発防止に向け留意していく。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第 23 条第 6 項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

## （３）重大事態への対処

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂版）に沿った報告・調査等を行う。

- ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。
  - ・重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
  - ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する。
  - ・当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ②児童生徒や保護者から、重大事態の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
  - ・申し立てがあった旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
  - ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する。
  - ・学校いじめ対策組織において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認する。

## （４）その他の留意事項

- ・「いじめはある」ということを前提に、それを見つけていくことを基本にする。  
→いじめの早期発見に努める。

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうか判断する。
- いじめがあった場合は、担任だけでなく学校全体で協力して事態の解決にあたる  
→いじめの再発防止に努める。

平成30年12月改訂  
平成31年4月一部改訂  
令和2年4月一部改訂  
令和5年4月一部改訂  
令和6年3月一部改訂  
令和7年3月一部改訂